

大規模災害発生時における調査の協力に関する協定

(費用の負担)

第5条 乙が第2条(1)の調査を行うにあたり調査費用が伴う場合は、原則として甲がその費用を負担するものとする。

2 乙が第2条(2)の助言を行いうにあたり費用が伴う場合は、原則として乙がその費用を負担するものとする。

(目的)

第1条 この協定は、石川県（以下「甲」という。）と公益社団法人地盤工学会北陸支部（以下「乙」という。）が、大規模災害発生時において、高度な専門性を用いて行う必要がある調査及び助言に関する相互協力の方法を定め、もって、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(協力の内容)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協力するものとする。

- (1) 甲は、大規模災害発生時において、高度な専門性を用いて行う必要がある調査があると認めるとときは、乙に調査を要請することができる。
- (2) 乙は、甲から調査の要請があった場合は、調査の実施の可否を甲に回答するとともに、調査の実施が可能な場合は速やかに調査を行い、その結果を甲に報告するものとする。
- (3) 甲は、自ら実施する調査に関する技術的な助言を乙に要請することができる。
- (4) 乙は、甲から甲が実施する調査に関する技術的な助言の要請があった場合は、助言の実施の可否を回答するとともに、助言の実施が可能な場合は速やかに必要な助言を行うものとする。

(連絡体制)

第3条 甲及び乙は、それぞれ毎年4月末日までに前条に定める調査及び助言の要請に関する連絡担当者を定め、原則として連絡担当者を通じて要請等を行うものとする。翌年4月末日までの間に連絡担当者の変更が生じた場合も、原則として変更した連絡担当者を通じて要請等を行うものとする。

(要請の手続き)

第4条 甲は、乙に第2条に定める調査及び助言の要請を行う場合は、あらかじめ次の事項を文書により乙に通知するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により乙に通知することができるものとし、通知後遅滞なく文書を乙に送付するものとする。

- (1) 調査及び助言の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 調査及び助言の内容
- (4) その他必要な事項

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも申出がない場合は、引き続き同一条件をもつて1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(成果の公表)

第7条 甲又は乙が第2条の調査の結果等を公表する場合は、甲及び乙双方の同意を得たうえで行うものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して決めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が各自その1通を保有するものとする。



甲 石川県知事 谷本正憲

乙 新潟県新潟市中央区新光町10番地2
公益社団法人 地盤工学会北陸支部
支部長 穴田文浩

令和3年4月1日